

# 平成 26 年 2 月改正の被災 3 県「復興係数」追加について

平成 26 年 3 月 7 日

平素は土木積算ソフト『ゴールデンリバー土木』をご利用いただき、誠に有難うございます。

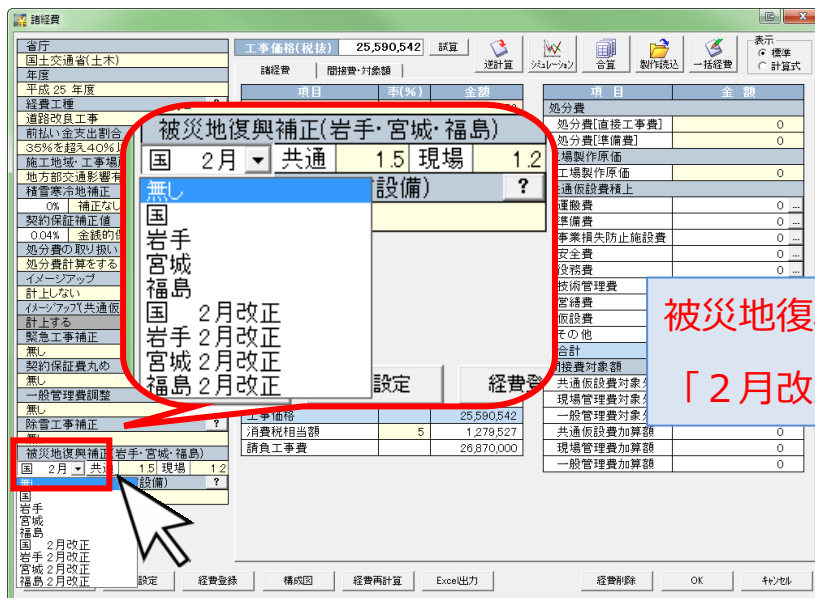
国土交通省が東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の全ての土木工事に導入していた「復興係数」を 2 月に改正しました。係数は「共通仮設費」が 1.056 から 1.5 に、「現場管理費」が 1.005 から 1.2 に変わっています。

背景：被災地では工事量の増大に伴い、直接工事費だけでなく間接工事費でも実支出が増大していることから官積算と支出実態とに乖離が生じ、入札不調・不落が頻発しています。

これに伴い、ゴールデンリバー土木の経費計算も 2 月改正の「復興係数」に対応しました。経費画面左下の被災地復興補正を選択すると「2 月改正」の選択項目が追加されます。東北地方整備局発注工事の場合は「国 2 月改正」を、県発注工事の場合は該当する県の「2 月改正」を選択して下さい。

2 月改正の復興係数 共通仮設費：**1.5** 現場管理費：**1.2** で経費計算します。

※当初契約締結後に復興補正を適用する工事もあります。お手数ですが適用の有無は発注機関にご確認下さい。



ご不明な点はゴールデンリバー土木サポートダイヤルにお問い合わせください。

テクノハウス エイトピア  **0120-88-3897**